

は歴史過程と人心の変化が結び付けられ、人の心が神と一致していた「上古」から、人と神との間に距離が生じ、人心が墮落する「末世」へと徐々に移行していくとされる。もともと親房は人心を正しくすることにより、下降的な歴史の流れに抵抗することができるとも考えていた。

このような歴史過程の中では天皇と神は直接的に一体の存在とは見なされない。前述の祭政一致に関する記述に見られるように、親房は神と天皇が決定的に分離した時点を、崇神天皇六年に八咫鏡を皇居の外に遷御し、皇居と神宮が分離した時に見出しているようである。「上古ハ神ト皇ト一ニマシマシカバ……」と述べていることからわかるように、親房にとつての祭政一致は崇神朝以前の時代に限定される。すなわち親房の捉えた祭政一致とは、その時代においていまだ神と天皇が一体であったために、天種子命・天太玉命による神への祭祀と天皇に対する奉仕としての政治が同一だったということを意味する。類似した記述が『古語拾遺』に見られることから、親房の祭政一致説は『古語拾遺』の記述を典拠として自らの歴史観の中で解釈したものと言える。

『正統記』の祭政一致説が中臣鎌足の事績に関する文脈で述べられていることからわかるように、親房は上古の祭政一致を説くことにより、中臣氏が祭祀だけを職掌としていたのではなく、神代の天児屋根命の時から天皇の政の補佐としての役割が与えられてきたと解釈する。親房は祭祀と政道を「正直」という倫理において一貫するものと捉えていたので、鎌足以降、中臣氏の末裔たる藤原氏が再び政治に関与するようになり、その

撰関政治が繁栄したことは歴史における必然的な展開として受け止められていたのだろう。以上のように、親房は制度的な祭政一致こそ崇神朝までの時代に限定していたものの、精神的な水準における「祭政一致」の存続は可能だと考えていたのではないか。

親房の祭政一致説は近世に入り垂加神道において重んじられたのであるが、たとえば玉木正英の解釈に見られるように、「神皇一体」の存在たる天皇が祭政の担い手として捉えられ、制度的な祭政一致も歴史を通じて存続すると見なされるようになる。こういった変化が生じたことには「人の世は即神代也」(『正親町公通卿口授』)とする垂加神道の歴史意識が関係しているのではないかと推測される。

禁裏御師について

加 崎 千 恵

伊勢の神宮、内宮の祢宜職をつとめた荒木田二門の流れを汲む家筋に藤波家がある。代々祢宜職を務めた一方で御師職も営み、中世以降二つの家系にわかれて「大藤波」「小藤波」とも称されて近代に至った。特に「小藤波」の家筋は、外宮の桧垣家とともに、皇室の御祈禱や御祓大麻等の献上にあたっており、このことは小藤波家の特色と思われる。この小藤波家の幕末から明治にかけての当主が藤波氏命であり、その日記や藤波家伝来の関係史料等を手がかりとして、「禁裏御師」としての

活動の一端を紹介してみたい。

藤波家の後裔にあたる村田氏美氏は、『禁裏御師』(昭和四十四年一月、私家版)のまえがきで、禁裏御師とは、皇室の御祈禱や御祓大麻等の献上に当たる師職であり、内宮は藤波神主、外宮は松垣神主(ともに神宮家)が、世襲して奉仕してきた、としている。

「禁裏御師」という呼称は、『藤波氏命日記』(以下『日記』)や各年代の『御所様方御祓献上帳』(以下『献上帳』)といった当時の史料には、管見の限りでは見当たらず、『神宮要綱』や大西源一氏『大神宮史要』等の後の編纂物や論文において使用されている。当時から「禁裏御師」と称して活動していたのではなく、のちにそういった活動を行っていた藤波家あるいは松垣家を指して称するようになったのではないかと考える。

藤波家の禁裏と関係は、『禁裏御師』によると「氏富神主の慶長年間、後陽成天皇の御内勅を以て、御撫物を下し置かれ、禁中御祈禱の天命を拝承」したことに始まるとされる。明確な史料による裏づけができないため家伝として紹介するにとどめるが、『経盛記』貞享五年(一六八八)正月廿五日条に「尤藤波長官義、禁中様方 代々之御師二而御座候、それ故唯今迄も正五九月御祓差上申候」という記述があり、少なくとも氏富の代には「禁中様方 代々之御師」と認識され、御祓を正月・五月・九月に献上していたことがわかる。

『日記』や『献上帳』などによって、禁裏御師としての活動の様子を見てみると、禁裏御所などからの御祈禱の依頼は、大きく分けると、毎年正月・五月・九月の年三回と年中の御祈禱と

いった定期的なものと、臨時の御祈禱があったことがわかる。

またその御代参使が御祈禱のための御撫物、絵符、御文、御壇料等をもって派遣されると、藤波家では返書・請文を出し、指示のあった日から御祈禱を開始する。御祈禱の内容は、天下泰平、寿命長久、病氣平癒などで、御祈禱満座ののち、御撫物・絵符の返上と御祓大麻・御土産等の献上のため名代が上京した。その際の記録『献上帳』をみると、正月献上の際には、昨年中の御撫物の返上と今年の御撫物の申請を行っており、特にこの年中御祈禱は、天皇以外にも、親王や宮家など近親者に対しても行なわれていることがわかる。そのほか、御祓大麻・熨斗・土産等の献上は、天皇に対してだけでなく、近親者や関係した女官・役人はじめ、撰家・祭主・壬生官務家にも及んでいる。

大御乳人様、帥典侍様御年寄、内侍御局様御侍などによる御代参に際しても、御祈禱や太々御神楽の執行のほか、参宮の取り計らいや宿泊施設の提供、朝熊岳・二見方面への案内など、外宮の松垣神主と常に連絡をとり役割分担しつつ丁寧に対応しており、またそれらの記録として『明和元年大御乳人様御参宮筆記』などのような記録類も残した。

このような活動を行ってきた藤波家であったが、明治四年(一八七二)七月の神宮御改正に伴い、師職の制度が廃止され、年中御祈禱のための御撫物を返上している(『神宮司庁日誌』)。このときをもって、藤波家は「禁裏御師」としての役割を終えた。

「禁裏御師」は、神宮に対する禁裏等からの定期・臨時の御

祈禱や御祓大麻等を献上し、また御代参使の参拝・宿泊施設の提供等にも対応した皇室の御師といえるのではないかと。

近世期における西京神人の変化

吉野 亨

本発表では、北野社に属した西京神人が、北野社の神役奉仕とは別に行っていた宗教活動に着目した。

そもそも西京神人は、中世より北野社に属した神人である。

『北野天満宮史料 古文書』『北野天満宮史料 古記録』などによれば、神役―御供調進・北野祭の神輿渡御における銚供出等―を負担していた。その一方、麴の販売特権―税の免除と独占買―を有しており、この麴販売の利益を神役負担に充てていたとされる。また『北野誌』によれば西京に七つの寺院―七保と呼ばれる―を持ち、神供所として運営していたとされる。この西京神人について、網野善彦・小野晃嗣らにより、麴座神人としての側面に焦点が当てられ研究が進められてきた。また近年、三枝暁子により西京神人の近世初頭の実像―神職化する神人―に焦点をあてられ、研究が進められている。

一昨年、本大会にて近世期における西京神人と瑞饋祭の展開について考察を行った。その際、瑞饋祭の展開―瑞饋神輿の発展―と西京神人の近世における祭祀行為の展開が期を一にすることを指摘した。今回の発表では、瑞饋祭以外に西京神人がどのような活動を行っていたのか、文安元年(一四四四)文安の

麴騒動以降の西京神人の宗教活動に焦点を当て考察を試みた。

最初の変化は、慶長四年(一五九九)に西京神人が北野社へ補任の要請を行い始めることである。中世では西京神人が補任を要請した記録は見受けられない。中世では宮仕や大工職などに対して補任状が発行されていることが『北野天満宮史料』から窺える。しかし、中世の記録を見る限り西京神人に対して補任はなかった。この補任の要請はしばらく期間を置き、元禄二年(一六八九)に再び行われ、これ以降恒常化する。近世期、西京神人は補任を行うことで身分を確定するように変化したのである。

補任が認められた元禄の頃から、西京神人は北野社の神事に参加、奉幣を行う様になる。『北野天満宮史料 宮仕記録』によれば二月二十五日の神事にて神人達が奉幣を行っている記事が散見している。また北野社神事に参加するだけでなく、独自に祭礼を行う様になる。『北野天満宮史料 宮仕記録』によれば、「御旅所」において神人達が御供を供え神事を行い、西京一帯で御輿を担ぎ、銚や曳山を出す祭礼を行っている記事が見受けられるようになる。

祭礼を行う以外にも独自に札配りと略縁起の頒布を行い始める。札配りは、元禄十二年(一六九九)に北野社に対して許可を得ようとしているが断られ、その後は独自に「天満宮守護所」と記した札に祓串を添え頒布するようになる。北野社はこの札の頒布を差し止めるが、以後神人が札配りをしていくことが『北野天満宮史料 宮仕記録』に散見する。

一方、札以外にも『安楽寺安置天満宮御自作御神像并靈寶略